

## 山形県における男女共同参画を推進するための枠組み

## 条 例

山形県男女共同参画推進条例 (H14.7.2 公布・施行)

- 【基本理念】
- 1 男女の人権の尊重
  - 2 社会における制度又は慣行についての配慮
  - 3 方針等の立案及び決定への共同参画
  - 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
  - 5 生涯にわたる健康の保持
- 【構 成】
- ・ 責務（県・県民・事業者）
  - ・ 性別による権利侵害に関する配慮
  - ・ 男女共同参画の推進に関する施策の実施
  - ・ 男女共同参画審議会

## 具 体 化

## 計 画

山形県男女共同参画計画 (H23.3 策定)

- 【これまでの経緯】
- 平成 13 年 3 月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成 13 年度～22 年度）  
 平成 18 年 3 月 山形県男女共同参画計画（改訂版）策定  
 平成 23 年 3 月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成 23 年度～27 年度）
- 【基本目標】 一人ひとりが持てる力を発揮し、みんなが思いやり、支え合う山形県
- 【基本の柱】
- 1 いきいきと働くことができる環境の整備
  - 2 多様な人々が多分野で活躍できる環境の整備
  - 3 男女共同参画社会実現に向けた男女の意識の改革と人づくり
  - 4 安心できる生活の確保

## 推 進 体 制

山形県男女共同参画審議会

- 【組織】 委員：15 人
- 【機能】 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議

山形県男女共同参画推進本部

- 【組織】 本部長：副知事
- 【所掌事項】 山形県男女共同参画計画の推進や、男女共同参画に関する施策にかかる関係部局間の連絡調整に関することなど

山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）

- ・ 平成 13 年 4 月 1 日に開設
- ・ 本県の総合的な男女共同参画施策を具体的に実施

県民との対話・連携市町村との連携強化企業との連携NPOや女性団体との連携

総合的な推進

男女共同参画社会の実現